共同受付に係る個別審査書類について

つるぎ町における個別審査書類は、次のとおりです。

１，町内業者

提出を要する個別審査書類はありません。

２，県内業者（町内業者を除く。）

（１）つるぎ町内に支店、営業所等がある場合は、下記の①及び②を提出して下さい。

①県提出の申請書様式第１号（押印したもの）
②町税に係る納税証明書（写し可）

（２）主たる営業所以外に年間委任する場合は、下記の①及び②を提出して下さい。

①県提出の申請書様式第１号（押印したもの）
②委任状（様式は任意）

※上記の（１）又は（２）に該当しない場合は、提出を要する個別審査書類はありません。

３，県外業者

（１）つるぎ町内に支店、営業所等がある場合は、下記の①及び②を提出して下さい。

①県提出の申請書様式第１号（押印したもの）
②町税に係る納税証明書（写し可）

（２）委任先が県に提出の共通審査書類と異なる場合は、下記の①及び②を提出して下さい。

①県提出の申請書様式第１号（押印したもの）
②委任状（様式は任意）

※上記の（１）又は（２）に該当しない場合は、提出を要する個別審査書類はありません。

４，受付期間

平成２９年１月１６日～同月２６日
（持参の場合は、土日を除く午前８時３０分から午後５時まで。）

※追加受付分については、県と同じです。

５，提出方法

郵送又は持参

【提出先及び問い合わせ先】

〒７７９－４１９５
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦１の３
つるぎ町役場　管理課　（℡　０８８３－６２－３１１１）